

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号
不利益処分の種類	特定施設（ばい煙又は排水）に係る改善命令・使用一時停止命令	根拠条項	第16条第1項
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>ばい煙に係る特定施設においてばい煙を排出する者が、当該特定施設の排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は排水を排出する者が、その汚染状態が当該工場若しくは事業場の排水口において規制基準に適合しない排水を排水するおそれがあると認めるときに処分を行う。</p>		
	<p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係るばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずる。</p>		
対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所
	2 聴聞の実施	交付機関	保健福祉事務所
			目次NO